

電波有効利用成長戦略懇談会（第12回）議事要旨

1. 日時

平成30年5月31日（木）16：00～18：00

2. 場所

中央合同庁舎第2号館（総務省）7階 省議室

3. 出席者（敬称略）

構成員：

飯塚留美（一般財団法人マルチメディア振興センター電波利用調査部研究主幹）、大谷和子（株式会社日本総合研究所執行役員法務部長）、大橋弘（東京大学大学院経済学研究科教授）、北俊一（株式会社野村総合研究所パートナー）、関口和一（株式会社日本経済新聞社編集委員）、高田潤一（東京工業大学環境・社会理工学院教授）、多賀谷一照（千葉大学名誉教授）、寺田麻佑（国際基督教大学教養学部准教授）、藤原洋（株式会社ブロードバンドタワー代表取締役会長兼社長CEO）

総務省：

坂井総務副大臣、小林総務大臣政務官、鈴木総務審議官、武田総括審議官、山田情報流通行政局長、吉田総括審議官、渡辺総合通信基盤局長、竹内電波部長、小笠原総合通信基盤局総務課長、野崎電波政策課長、金澤電波政策課企画官、中村電波利用料企画室長、高地基幹・衛星移動通信課長、村上重要無線室長、竹村事業政策課長、椿国際戦略局参事官

4. 配布資料

資料12-1 成長戦略ワーキンググループ中間とりまとめについて

資料12-2 公共用周波数等ワーキンググループの検討状況報告

資料12-3 電波有効利用成長戦略懇談会 検討事項

資料12-4 （1）周波数割当て・移行関連

資料12-5 （2）電波利用料制度関連

資料12-6 (3) その他の電波有効利用方策

参考資料 成長戦略WG ヒアリング発表資料等

5. 議事要旨

(1) 開会

(2) 議事

①資料12-1に基づき、成長戦略ワーキンググループの中間とりまとめについて事務局より説明が行われた。

(高田構成員)

P.5の「人材を創る」について、いろいろな意味で人材育成に焦点が当てられている。無線のプロの制度としては、いわゆる無線従事者が国家資格としてあるところ、ここでは国家資格との関係が考えられているのか。また、無線従事者の現在の資格で求められているものと、ここで書かれているものとはかなりギャップがあると思われるがどのように考えていくのかという方向性について考えがあれば教えていただきたい。

また、周波数カタリストについて、ビジネス化へのシニアの活用ということで、リタイアしたエキスパートの方に第二の人生として頑張っていたきたいというニュアンスがある。しかし、若い人たちがもっと積極的にこのようなものを目指すために、どのようなことができるのかという点が見えるとよいのではないか。

(野崎電波政策課長)

無線従事者の国家資格保持者は、これまで電波利用において大きな役割を果たしてきたが、IoTやワイヤレス電力伝送などの新しい電波利用が広がってきている。無線従事者の在り方も含め、電波利用を支援する人材の今後の在り方については、この懇談会で議論いただいたことも踏まえて検討していきたい。

(高田構成員)

「即戦力」の方がカレントな感じがする。「シニア」だと、第二の人生がメインのような印象を受けた。ここはポジティブな表現がよい。

(関口構成員)

「2030年代のワイヤレス戦略」とあり、2040年の電波関連産業規模として約112兆円という数字が挙げられている。これについて2030年の市場規模の数字もあるのか。

(高地基幹・衛星移動通信課長)

成長戦略WGで(株)三菱総合研究所から発表された調査結果によると、2030年時点で電波関連産業の市場規模は約92兆円である。

(高田構成員)

P.1にSDGsの項目があるが、それぞれどのアジェンダに対応するのかをまとめた方がよい。参考資料でもよいので、国際的なアジェンダの中での我が国の電波戦略の考えが見えやすいようまとめるとよい。

(多賀谷座長)

ワイヤレスを社会インフラ化することはよいが、具体的なイメージが分かるようにして欲しい。インフラとは、基本的に道路や橋等を指し、それに対してワイヤレスが社会インフラとしての役割を果たし、インフラの中で無視できないものであることを何らかの形で示すと説得力があると思われる。

②資料12-2に基づいて、公共周波数等ワーキンググループの検討状況について事務局より説明が行われた。

(大谷構成員)

ポイントはよくまとまっているが、強く取り組むべき項目について2点ほど述べる。1点目は公共ブロードバンドについて、利用者の声を聞くと、利用の柔軟化が必要ということで、共通波を含む2波ではなく、1波だけでも利用可能になると利用が促進されるのではないかと。ぜひ柔軟な取組ができるようお願いしたい。

2点目は発射状況調査について、実現の方法はいろいろあるが、調査を行うための十分な設備投資が必要になると考えられる。どこでどのような電波が利用されているのか見えるようにして、信頼性を確保するためには十分な投資が欠かせないため、予算確保についてはしっかりとお願いしたい。

③資料12-4と資料12-6に基づき、事務局から説明が行われた。

(大橋構成員)

割当手法の見直しについて、資料12-4 P.15で、一定の周波数帯を専用するものと共用するものの2つのタイプがあり、特に専用するものは効率的に電波を利用することが求められるので、これを重視して進めていくことになっている。最初は簡単なケースから始めることが重要という意味で専用するものから進めていくこととなっているのかもしれないが、複数の免許人が共用する際には、電波を効率的に利用する必要はないのか。共用する場合についても導入する余地は残っているのか。

(竹内電波部長)

当然、共用だから有効に使わなくてもよいということではない。今回は専用と書いてあるが、専用のに使っているが空いているところは別の業務が使っている場合や、一次業務として地位を持って占有している場合において、結果として他の免許人と同じ帯域、同じ地域にいるという場合もあるため、それについて適用しないとするというわけではない。

(寺田構成員)

携帯電話の抑止装置の実用局化について伺いたい。制度としてこのまま実験試験局として運用していくことに問題はないように思うが、実用局化することで何がどう変わるのかもう少し説明いただきたい。

(竹内電波部長)

実験試験局のまま運用することも一つの考え方としてはあるが、他方で、実用としてのジャミング装置は海外を含めて活用がある程度進んできており、それを事業の柱に据えている企業もある。したがって、継続的な安定性などにも配慮し、これまでの実績を踏まえて考えるべきところにきている。

また、実験試験局では、利害関係者の個別協定に委ね、ケースバイケースだという前提の手続だが、実用局では、一般的に利用が認められる条件を定めることを想定している。これから、どのような基準にすれば利便性を高めていけるのかを明確化していく。

(高田構成員)

二つ意見がある。一つは、実験試験局について、私が実用局にした方がよいという話を

したのは、実験試験局の定義の中に「実用に供しないもの」とあるため、実情にそぐわないのではないかと考えるからである。もう一つは、資料12-4 P.27の緑色のところだが、これは電波利用料とは基本的に別という位置付けでよいのか。

(中村電波利用料企画室長)

電波利用料が共益事務という性格を有しているのに対して、資料12-4 P.27における緑色の部分は、基本的に周波数の経済的価値に対応した部分ということで、性格が異なるものと考えられ、電波利用料と新たな割当手法により生じる収入の用途についての位置付けは別であるという整理が適当である。

(北構成員)

割当手法の抜本的見直しについて、経済的価値を反映させることが本会合の最大の目的だと思うが、資料12-4 P.15で、経済的価値に係る負担額の配点が過度に重くならないようにすることが必要ではないかということに留まっている。

審査項目は全体で十数個ある中で、全体に対する比率は10%、技術点と価格点という言い方をすれば10対1ぐらいの比率になる。これが現状だと思うが、そこからどのぐらいのバランスにするのかについて議論されていない。割当ての都度配点を変えていくことについては合意するが、いくつかの考え方があるので、少なくとも基本的な考え方に触れたい。

(竹内電波部長)

有識者の皆さまからもご提案・ご意見をいただき、次回以降ご議論いただきたい。

(飯塚構成員)

資料12-6について、これから海外端末の持ち込みや、IoT端末、免許不要帯域の端末が増えていくと想定される。そうした状況を踏まえると、流通規制を検討し、無線端末の市場監視をきちんと行っていく必要がある。例えば、ヨーロッパでの、免許不要帯域を利用するドローン約80機種サンプル調査の結果によると、その半数以上が技術基準に適合しておらず、又は行政管理上の要件を満たしていなかった。このことから、技術基準に適合していない無線端末を監視する流通規制が必要だと考える。

(多賀谷構成員)

北構成員の指摘に関連して、資料12-4 P.15で、経済的価値を踏まえた金額について下

限を定め、下限は周波数移行費用等を含むと記載されている。事務局から説明があったが、この競願手続における申請額のうち、民間で行われた周波数移行費用等の金額は納付を課さないとされており、その意味で下限が決まってくる。その場合どれくらい金額になるかは、入札する者がどの程度収益を上げられるかによって判断すべきことで、行政が決めるべきことではない。他方で、総合評価方式における入札金額の配点の割合については、基本的に行政で決めると考えられ、配点を1/10とするのか、それとも他の要素と併せて複雑な計算をするのかについては、具体的な周波数によって異なるだろう。

また、周波数割当てについて、全国に一律で割り当てるイメージがあるが、地域BWAのようなローカルレベルでの周波数利用もあるため、必ずしも一律なものではない。

(大橋構成員)

加算方式にするか除算方式にするかや、加算の場合ウェイトをいくりにするか等、配点はテクニカルである。アカデミックな知見も必要な分野だと思われるが、このような場で議論することに適しているのかどうか分からない。技術的検討になると思うため、どういう形がふさわしいかは検討いただきたい。

(鈴木総務審議官)

事務局で確定した答えがあるわけではないが、評価項目には金額的なものと能力的なものがあり、どのような評価項目にして、どのような配点の組合せにするかは諸外国の事例も参考にしたい。

(寺田構成員)

あまりに過大な金額の申請については、それを認めないというルールを導入すべきではないか。その企業の財政基盤や収益計画から見て不相応な申請は対象とせず、対等な競争ができればよいと思う。

(多賀谷座長)

配点等については、事業者から異論が出たときになぜそう決めたのか合理的に説明できるようにすべき。

④資料12-5に基づき、事務局から説明が行われた。

(高田構成員)

例えば3.5GHz帯を広域専用電波にすると、基準無線局数の上限が上がっていくことはな

いのか。帯域が増えても局数が比例して増えるとは思えず、帯域以外で上限を決めようとすると、かなり閾値が上がるのではないかとと思われるので確認したい。

(中村電波利用料企画室長)

資料12-5 P.15で、現在の電波利用料の算定方法の考え方と大きなプロセスを示している。広域専用電波における基準無線局数の上限の値については現状は省令で定められているところ、技術の進展等に応じて必要な見直しについても検討していきたい。

(大橋構成員)

免許不要帯域を使用する無線局からも電波利用料を徴収できればよいと思っていたが、資料を見る限り必ずしも結論が書かれていないので、難しいのだと察する。他方で、資料12-5 P.42に記載されているが、特定周波数終了対策業務の中での追加的な電波利用料徴収という形は、適用事例ができるよう取り組んでもらいたい。

(中村電波利用料企画室長)

ご指摘の特定周波数終了対策業務について、資料12-5 P.42とP.43で紹介しているが、このような既存の制度を見直すことで、より使いやすい制度を目指していきたい。もう一つ、P.45でも紹介しているが、免許不要帯域の確保に関しては、登録局制度を活用することで、いわゆる免許不要局とこれまで呼ばれているようなシステムから電波利用料を頂くことも可能になってくる。このように、これまで電波利用料を頂いていなかった免許不要局から電波利用料を頂くことが、一つ目の論点、二つ目の論点で可能になってくるのではないかと考えている。恒久的に広く免許不要局から電波利用料を徴収することについては、更に議論していただければと思う。

(飯塚構成員)

資料12-4 P.33の論点の最後に「周波数共用ニーズがある周波数帯域で、周波数共用の検討を行わない場合は免許人自ら説明責任を果たすべきではないか」という論点がある。この点に関して、より電波を効率的に使ってもらうためのインセンティブとして、免許人が共用することに同意した場合に限り、電波利用料を調整・減額するという措置もあるのではないかと考える。利用ニーズが高いところで、それなりの電波利用料が課されることになった場合には、電波利用料の減額をインセンティブに共用を進める方法があってもよいのではないかと感じた。

(中村電波利用料企画室長)

資料12-5 P.34で公共用無線局の電波利用料徴収の考え方を示している。一定の期間が過ぎても電波の能率的な利用に資する技術を利用していない場合には電波利用料を徴収すべきではないかという考え方が基本になる。電波の利用効率については、アナログかデジタルかといった技術的なことが一つの代表例になると考えられ、共用しているか否かというご指摘の点については諸外国の例も参考にしつつ検討していきたい。

(3) 閉会

以上